

# 認証評価制度に関する基礎資料

# 目次

1.	総論.....	1
2.	論点①関係（大学改革、評価の在り方等）.....	8
3.	論点②関係（評価結果の活用）.....	14
4.	論点③関係（評価機関の質の向上）.....	19
5.	論点④関係（社会との関係の強化）.....	22
6.	論点⑤関係（人材育成）.....	29
7.	論点⑥関係（効率化）.....	32
8.	論点⑦関係（その他）.....	39

# 1. 総論

# 平成15年度の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

- 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月)
  - 高等教育における自由な競争環境の整備
    - ・大学・学部の設置規制の準則化(審査基準をあらかじめ法令上明確化)と届出制の導入
    - ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
    - ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月 答申)

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し(届出制の導入)
- ・抑制方針の撤廃  
(医師、歯科医師等の養成分野は除く)
- ・審査基準の見直し  
(審査基準をあらかじめ法令上明確化)

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
(閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入)



### ①設置認可の見直し (平成15年度審査(平成16年度開設)より適用)

- 届出制度の導入 (学校教育法の改正)
  - ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃 (審議会内規の廃止)
  - ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。(医師、歯科医師等の養成分野は除く。)
  - ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。(工業(場)等制限法の廃止に伴う措置)
- 設置審査の準則化 (省令(大学設置基準等)及び告示の改正・制定)
  - ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
  - ・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

### ②認証評価制度の導入 (平成16年度より適用) (学校教育法の改正)

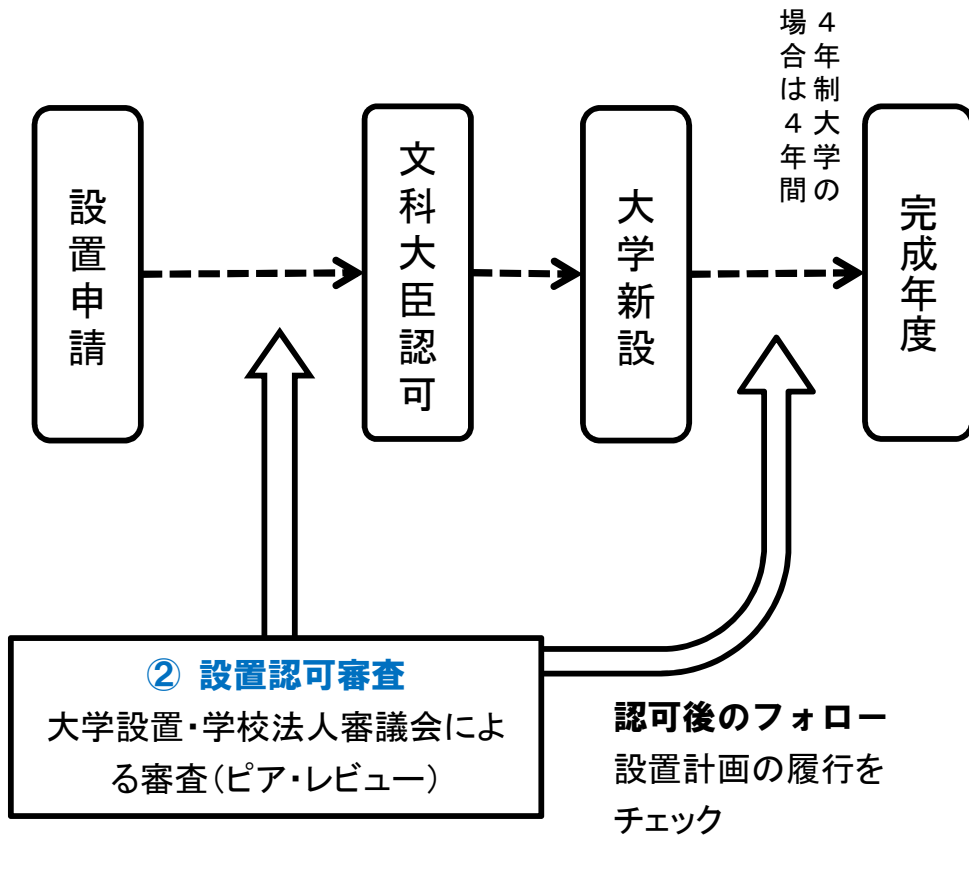
- ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・認証評価機関は評価結果を公表する。

### ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入 (平成15年度より適用) (学校教育法の改正)

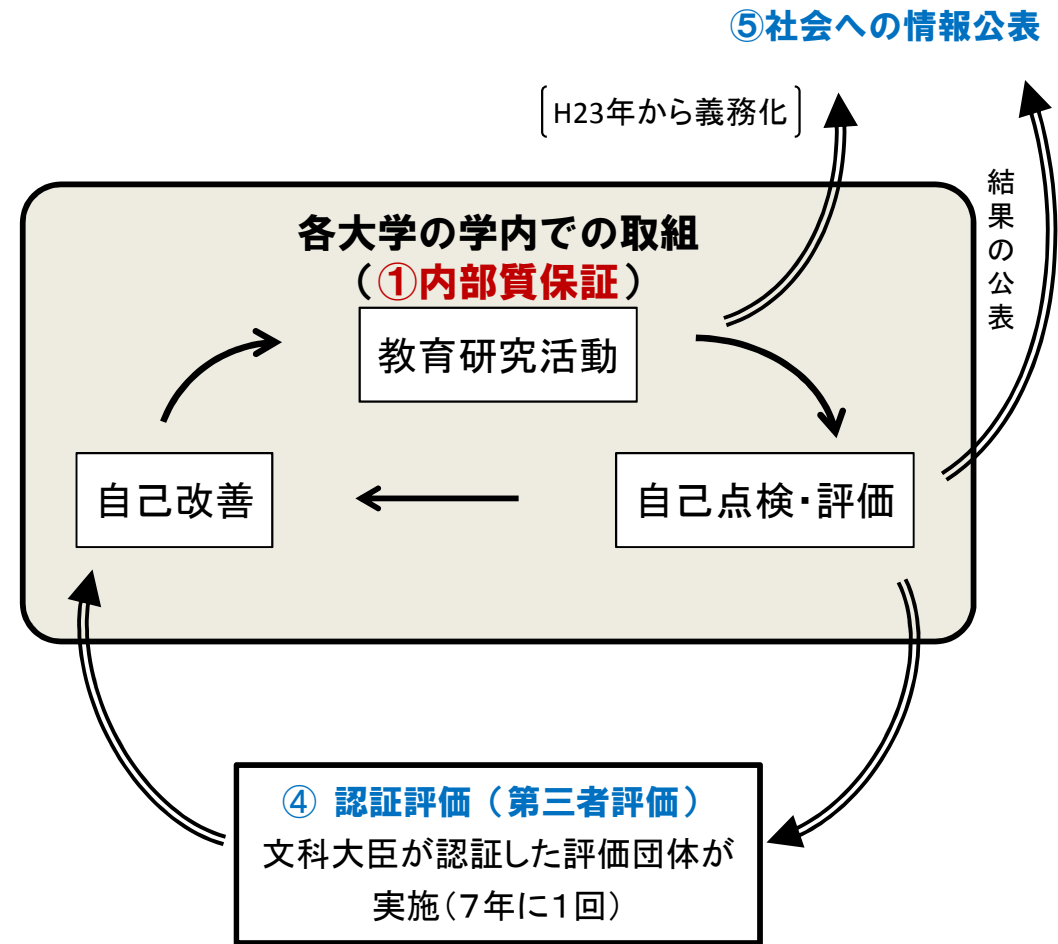
- ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

## 【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



## 【恒常的な質保証】



## ③ 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 認証評価制度の概要

## 【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけられている。

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

## 【内容】

### ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(いわゆる機関別認証評価)

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(※)  
(7年以内ごと)

### ② 専門職大学院の評価(いわゆる分野別認証評価)

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

(※)各認証評価機関が評価すべき事項として定めなければならない項目

- ・教育研究上の基本となる組織に関すること
- ・教員組織に関すること
- ・教育課程に関すること
- ・施設及び設備に関すること
- ・事務組織に関すること
- ・教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- ・財務に関すること

# 機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

○細目省令：学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ○連携法：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制		法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)	

# 各認証評価機関の評価基準(機関別認証評価)の概要①

区分	大学基準協会	大学評価・学位授与機構
評価基準	『「大学基準」およびその解説』(10の基準)を設定 各基準の下に「点検・評価項目」(45項目)を設定	大学評価基準(機関別認証評価)』(10の基準)を設定 各基準の下に「基本的な観点」(81項目)を設定
具体的 基準内容	目的 1 [理念・目的] (理念・目的等) ※( )の内容は「点検・評価項目」の要約	基準1 大学の目的 (目的の明確性、適合性) ※( )の内容は、「基本的な観点」の要約
	教育研究組織・教育課程 2 [教育研究組織] (教育研究組織の適切性等)  4 [教育内容・方法・成果] (教育目標・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容、教育方法・成績の評価、教育目標に沿った成果・学位授与)	基準2 教育研究組織 (教育研究に係る基本的な組織構成、教育活動を展開する上で必要な運営体制)
		基準5 教育内容及び方法 (教育課程の編成・実施方針、教育課程の内容・水準の適切性、授業形態、学習指導法、成績評価、単位認定、卒業認定)  基準6 学習成果 (教育の目的等に照らして身につけるべき知識・技能・態度等についての成果、進路状況等)
	学生 5 [学生の受入れ] (学生の受入れ方針、学生募集・入学者選抜、定員設定、収容定員に基づいた在籍学生数の管理、学生募集・入学者選抜の検証)  6 [学生支援] (学生支援に関する方針、修学支援、生活支援、進路支援)	基準4 学生の受入れ (入学者受入れ方針の明確性、入学者受入れ方針に沿った受入れ、実入学者数と入学定員)
		基準7 施設・設備及び学生支援 (履修指導、学習・課外活動・生活・就職・経済面での援助等に関する相談・助言・支援)
	教員 3 [教員・教員組織] (教員組織の編成方針、教員組織の整備、教員の募集・採用・昇格、教員の資質の向上を図るための方策)	基準3 教員及び教育支援者 (教員の配置、教員の採用・昇格、教員の評価・資質の維持、教育支援者の配置、教育補助者の活用)
	内部質保証 10 [内部質保証] (自己点検・評価の実施及びその結果の公表、情報の公表、内部質保証に関するシステムの整備等)	基準8 教育の内部質保証システム (自己点検・評価、その結果に基づく教育の質の改善・向上を図るための体制の整備／教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等)  基準10 教育情報等の公表 (大学の教育研究活動等についての情報の適切な公表)
	管理・運営・財務 9 [管理運営・財務] (管理運営方針、規程に基づいた管理運営、大学業務を支援する事務組織、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策、財政的基盤、予算編成・予算執行)	基準9 財務基盤及び管理運営 (財務基盤、財務監査等、管理運営体制、事務組織、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検評価)
施設・整備 7 [教育研究等環境] (教育研究等環境の整備に関する方針、校地・校舎および施設・設備、図書館、学術情報サービス、研究費、研究室、研究倫理を遵守するために必要な措置)	基準7 施設・設備及び学生支援 (施設・設備等の整備・有効活用)	
その他 8 [社会連携・社会貢献] (社会との連携・協力に関する方針、教育研究の成果の社会への還元)		



# 各認証評価機関の評価基準(機関別認証評価)の概要②

区分	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	「大学評価基準」(4の基準)を設定 各基準の下に「基準項目」(22項目)を設定し、基準項目ごとに「評価の視点」(51項目)を設定	「短期大学評価基準」(4の基準)を設定 各基準の下に「テーマ」(12テーマ)を設定し、テーマの下に「区分」(29区分)を設定し、区分ごとに「自己点検・評価のための観点」(72観点)を設定
具体的基準内容	目的 基準1 使命・目的等 (使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性) ※( )の内容は、「基準項目」及び「評価の視点」の要約	基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (建学の精神／教育目的・目標、学習成果、教育の質の保証／自己点検・評価活動) ※( )の内容は「区分」及び「自己点検評価のための観点」の要約
	教育研究組織・教育課程 基準1 使命・目的等(再掲) (使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性)	
	基準2 学修と教授 (教育課程及び教授方法、単位認定、卒業・修了認定等、教育目的の達成状況の評価)	基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、学習成果の査定、教育資源の有効活用)  基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (学習成果(学習成果の量的・質的測定))
	学生 基準2 学修と教授 (学生の受入れ)	基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (入学者受入れの方針、入学者受入れの方針の受験生への明示)
	基準2 学修と教授 (学習及び授業の支援、キャリアガイダンス、学生サービス)	基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (学生支援、生活支援、進路支援)
	教員 基準2 学修と教授 (教員の配置、職能開発等)	基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (教員組織、専任教員の教育研究活動、学習成果向上のための事務組織、人事管理)
	内部質保証 基準4 自己点検・評価 (自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性)  基準3 経営・管理と財務 (経営の規律と誠実性(教育情報・財務情報の公表))	基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (教育の質の保証、自己点検・評価活動)  基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス (ガバナンス(教育情報、財務情報の公表))
	管理・運営・財務 基準3 経営・管理と財務 (経営の規律と誠実性、理事会の機能、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ、コミュニケーションとガバナンス、業務執行体制の機能性、財政基盤と収支、会計)	基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (財的資源、経営判断指標に基づき財政上の安定を確保する計画)  基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス (理事会等の管理運営体制／教授会等の教学運営体制／監事、評議員会、ガバナンス)
	施設・整備 基準2 学修と教授 (教育環境の整備)	基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (校地、校舎、施設設備、学習成果を獲得させるための技術的資源)
	その他	

## 2. 論点①関係 (大学改革、評価の在り方等)

# 三つのポリシーの策定状況等①

## 1. アドミッション・ポリシー

### ○入学者受入方針の策定の状況

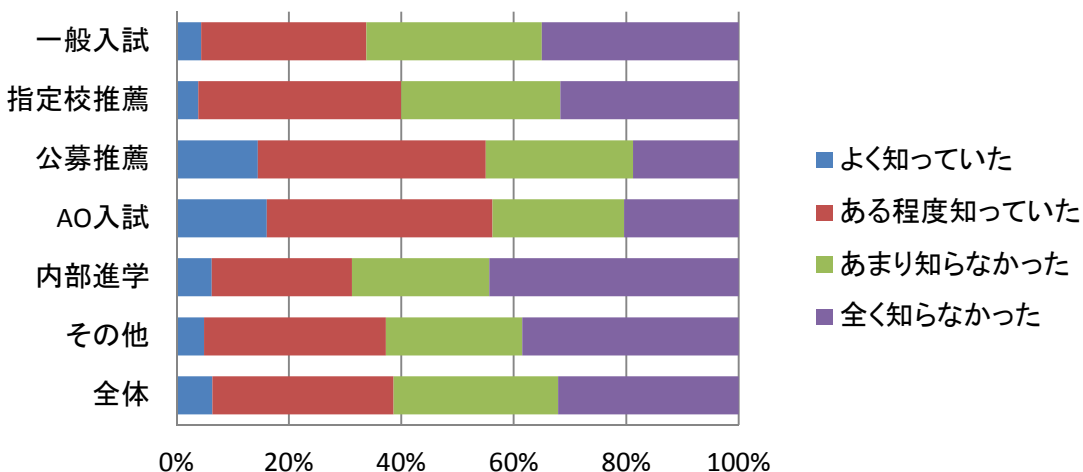
区分		入学者受入方針を定めている大学数		
		学部ごとの入学者受入方針を定めている大学・学部数		
		大学数	学部数	
大学	国立	82 (100.0)	81 (98.8)	375 (98.4)
	公立	80 (100.0)	80 (100.0)	173 (100.0)
	私立	579 (100.0)	577 (99.7)	1,618 (99.0)
	計	741 (100.0)	738 (99.6)	2,166 (99.0)

### ○入学者受入方針の明確化の状況

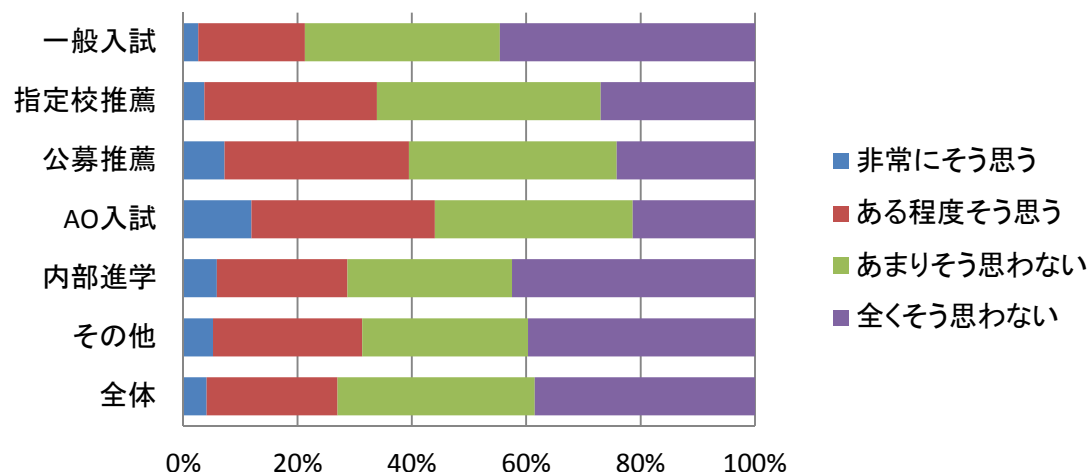
区分		求める学生像だけでなく、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を具体的に定めている大学数
大学	国立	58 (70.7)
	公立	27 (33.8)
	私立	231 (39.9)
	計	316 (42.6)

出典：文部科学省大学入試室調べ

### ○入学者のアドミッションポリシーの認知度



### ○アドミッション・ポリシーを重視して大学を選んだか



出典：アドミッション・ポリシーに関する調査報告書「アドミッション・ポリシーの効果に関する研究」平成26年3月  
大学入試センター研究開発部

# 三つのポリシーの策定状況等②

## 2. カリキュラム・ポリシー

### ○教育課程編成・実施の方針の策定の状況(平成25年度)

＜大学全体として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	66	52	482	600
	( 76.7 %)	( 64.2 %)	( 81.0 %)	( 78.7 %)
(大学全体)	61	49	464	574
	( 70.9 %)	( 60.5 %)	( 78.0 %)	( 75.3 %)
(大学の一部)	5	3	18	26
	( 5.8 %)	( 3.7 %)	( 3.0 %)	( 3.4 %)

＜学部段階として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	81	68	545	694
	( 98.8 %)	( 86.1 %)	( 93.1 %)	( 94.0 %)
(全学部)	81	66	537	684
	( 98.8 %)	( 83.5 %)	( 93.1 %)	( 92.7 %)
(一部の学部)	0	2	8	10
	—	( 2.5 %)	( 1.4 %)	( 1.4 %)

出典：文部科学省「平成25年度の大学における教育内容等の改革状況について」  
回答数：国公立の大学762校(学部段階は、大学院大学を除き738校)

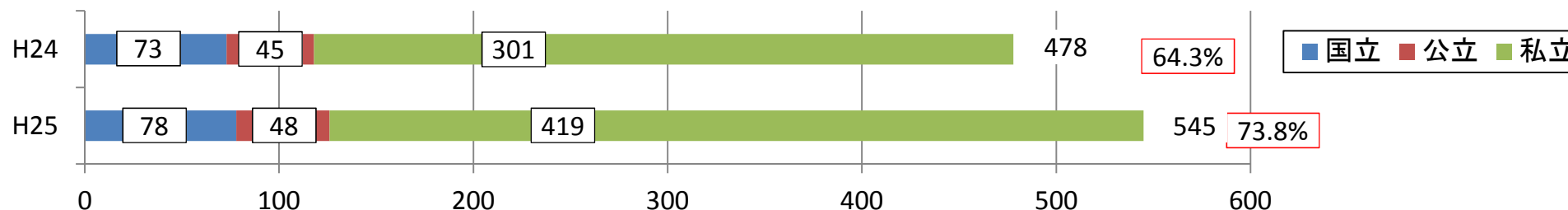
# 三つのポリシーの策定状況等③

## 3. ディプロマ・ポリシー

○学位授与の方針の策定の状況(平成25年度)

<大学全体として>	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を定めている大学数	66 ( 76.7 %)	51 ( 63.0 %)	485 ( 81.5%)	602 ( 79.0 %)
(大学全体)	62 ( 72.1 %)	48 ( 59.3 %)	469 ( 78.8 %)	579 ( 76.0 %)
(大学の一部)	4 ( 4.7 %)	3 ( 3.7 %)	16 ( 2.7 %)	23 ( 3.0 %)
<学部段階として>	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を定めている大学数	82 ( 100 %)	65 ( 82.3 %)	546 ( 94.6 %)	693 ( 93.9 %)
(全学部)	82 ( 100 %)	63 ( 79.7 %)	539 ( 93.4 %)	684 ( 92.7 %)
(一部の学部)	0 —	2 ( 2.5 %)	7 ( 1.2 %)	9 ( 1.2 %)

○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合



出典: 文部科学省「平成25年度の大学における教育内容等の改革状況について」  
回答数: 国公私立の大学762校(学部段階は、大学院大学を除き738校)

# 定期的な自己点検・評価の周期の有無（2013年度実績）

## ○自己点検・評価のスケジュール別大学数

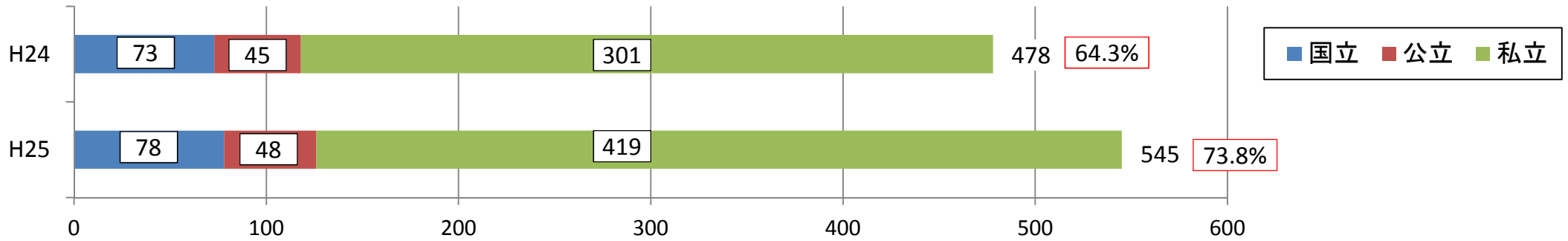
	国立	公立	私立	計
定期的な実施周期を設定	78	72	451	601
不定期的な実施周期を設定	6	1	80	87
設定していない	2	7	60	69

## ○自己点検・評価を定期的に行っている大学の自己点検・評価スケジュール別大学数

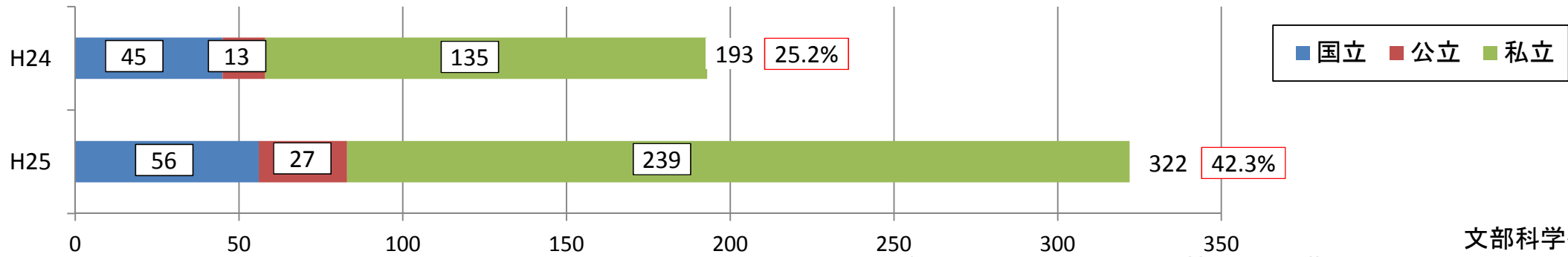
	国立	公立	私立	計
1年毎	58 ( 67.4 %)	45 ( 54.9 %)	221 ( 37.0 %)	324 ( 42.3 %)
2年毎	2 ( 2.3 %)	1 ( 1.2 %)	40 ( 6.7 %)	43 ( 5.6 %)
3年毎	0 ( 0.0 %)	5 ( 6.1 %)	58 ( 9.7 %)	63 ( 8.2 %)
4年毎	0 ( 0.0 %)	0 ( 0.0 %)	22 ( 3.7 %)	22 ( 2.9 %)
5年以上毎	17 ( 19.8 %)	19 ( 23.2 %)	93 ( 15.6 %)	129 ( 16.8 %)
無回答・その他	1 ( 1.2 %)	2 ( 2.4 %)	17 ( 2.8 %)	20 ( 2.6 %)

# 内部質保証や学修成果の評価について

○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合

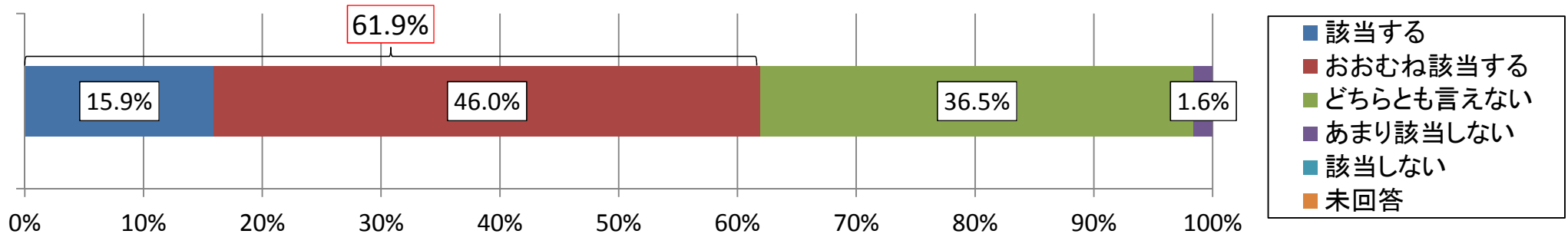


○学生の学修時間・学修行動の把握を行っている大学の割合



文部科学省調べ  
回答数 国公立の大学762校(学部段階は、大学院大学を除き738校)

○自己点検・評価活動による効果「内部質保証システムが一層機能するようになった」と回答した大学の割合



出典: 公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査(アンケート調査)』(平成27年5月)より  
回答数 公私立の大学126校

### 3. 論点②関係（評価結果の活用）



# 評価結果と再評価の実施状況(平成16年度～平成26年度)

	結果の種類	評価結果	再評価後(※3)
大学基準協会	適合	447	465
	(※1) 期限付適合	24	0
	不適合	3	9
大学評価・学位授与機構	大学評価基準を満たしている	185	185
	大学評価基準を満たしていない	1	1
日本高等教育評価機構	適合	366	385
	(※2) 保留	22	2
	不適合	3	4
短期大学基準協会	適格	447	452
	(※4) 保留	12	7
	不適格	0	0

(※1) 大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。

(※2) 日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の受審を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※3) 「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4) 短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留とする。(1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。)

# 各評価機関における評価の分類と結果のフォローアップの仕組み

	判定方法	評価の分類と定義	フォローアップの内容	改善報告書の公表
大学基準協会	<p>大学評価基準ごとに評定項目を整理した「大学評価評価に際し留意すべき事項」をもとに、大学の設置形態、地域性及び学部・研究科の特色などに留意しつつ弾力的に取り扱いながら、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施。</p> <p>大学基準に適合している場合は「適合」と認定。重大な問題と考えられる事項が相当数存在する場合、その事項に関する改善の蓋然性等を考慮して「期限付適合」又は「不適合」と認定。</p>	<p>【適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定する。</p> <p>【期限付適合】 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、「再評価」の受審を課す。(※)</p> <p>【不適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定しない。</p> <p>※再評価を受審しない場合は、適合の期限(3年)を終了した時点で、不適合の扱いとなる。</p>	<p>【適合】 指定期日までに「努力課題」「改善勧告」に対して改善報告書を提出。</p> <p>【期限付適合】 3年以内に「再評価」。再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合。</p> <p>【不適合】 「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限り「追評価」を受けることができる。</p>	無
日本高等教育評価機構	<p>大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、4つの基準すべてを満たしている場合は「適合」。満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間内(原則1年以内)に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」。満たしていない基準が1つ以上あり、また、評価の過程において重大な虚偽報告や社会倫理に反する行為が行われていると、判定委員会が判断した場合は「不適合」とする。</p>	<p>【適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。</p> <p>【保留】※保留期間は原則1年間 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。</p> <p>【不適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合してるとは認められない。</p>	<p>【適合】 3年以内に「改善を要する点」について改善報告書を提出。</p> <p>【保留】 保留期間内に「再評価」。保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」。</p> <p>【不適合】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ)</p>	有
学位授与機構	<p>大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、10の基準全てを満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める。</p>	<p>【大学評価基準を満たしている】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。</p> <p>【大学評価基準を満たしていない】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。</p>	<p>【大学評価基準を満たしている】 (「改善を要する点」についての報告書等は求めていない。)</p> <p>【大学評価基準を満たしていない】 評価実施年度の翌々年までに「追評価」を受けることができる。</p>	無
短期大学基準協会	<p>短期大学評価基準の4の基準ごとに合否を判定し、4基準すべてが合である場合は「適格」。基準を満たさず教育に重大な支障を及ぼす恐れがある場合や重大な法令違反がある場合等においては「不適格」。適格、不適格の判定に至らない場合は「保留」。</p>	<p>【適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから適格と認める。 (条件を付した適格) 本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから適格と認める。ただし、一部に問題が認められるため、その改善を条件とする。</p> <p>【保留】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。</p> <p>【不適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たすことが困難と認められるので不適格とする。</p>	<p>【適格】 適格で条件が付された事項について、指定する期日までに改善報告書を提出。期日までに改善されていない場合、又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取消し不適格。 (期日は指摘内容により設定)</p> <p>【保留】 指定した期日までに再評価。再評価を受審しない場合は「不適格」。(期日は別途設定)</p> <p>【不適格】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ)</p>	無

# 認証評価における主な指摘と改善状況の例(平成16年度～平成26年度)

## ◆教学

※1:「改善を要する点」や「勧告」として、評価機関から改善報告を求められた事項。※2: 大学からの改善報告書の提出等により、改善が確認された事項の改善内容。

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
大学設置基準上必要な専任教員数が、大学全体において4名、学科において1名不足している。また、同基準上原則として必要な教授数も同学科において1名不足している。(大学設置基準第13条)	所要の教員数の確保に向けて段階的な努力がなされ、大学設置基準上必要な専任教員数および教授数を確保したことにより、現在は基準を満たしている。
FD等の教育内容等の改善のための組織的な研修等がされていない。(大学設置基準第25条の3)	FDを推進するため学長および各専攻長を含むFD委員会を組織し、2009(平成21)年度から活動を開始している。委員会は、各学期初めに会合を開き、当該学期における課題を検討し、各学期後の特別教授会において活動を報告している。
人間科学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が60単位と設定されており、また、家政学部では上限が設定されていない。	1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位とし、成績によってこれを緩和する特例措置を認めている。

## ◆財務

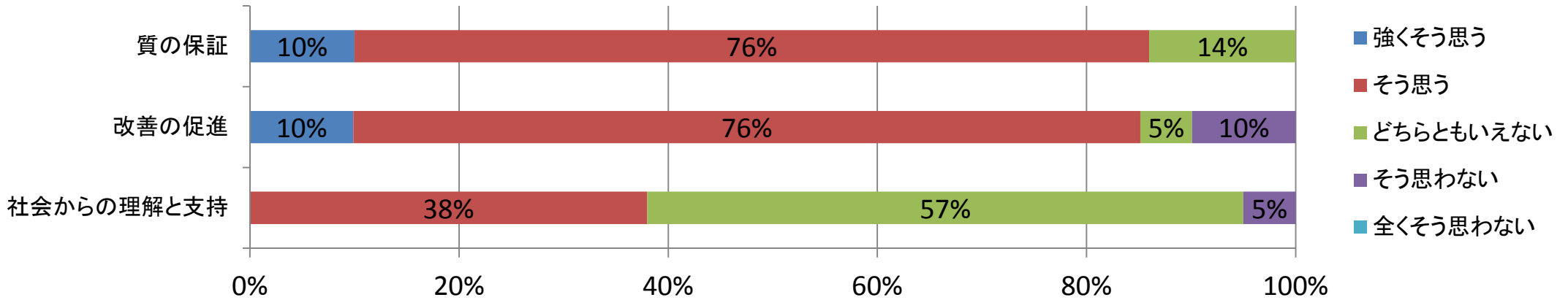
要改善事項(※1)	改善内容(※2)
広報誌を通じて消費収支計算書の公開が、教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを広く公開されたい。	2005(平成17年)年度分からホームページに消費収支計算書、資金収支計算書および貸借対照表などの財務諸表を公開した。
消費支出比率は、法人ベース、大学ベースとも90%を超える値で推移しており、特に2002(平成14)年度以降は95%を超えている。累積消費支出超過も増加を開始しており、財務状況等に関する目標の達成は不十分である。	帰属収入は、寄付金、補助金、資産運用収入などが大きく減少している中、学生生徒等納付金収入の増加等により、2006(平成18)年度比で増加している。消費支出は、総額では年々減少傾向を示しており、経費削減に成功している。

## ◆ガバナンス・内部質保証

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。(学校教育法第92条)	職務権限と責任に関する規程を整備した。
自己点検・評価への恒常的な取り組みや、全学的な自己点検・評価の体制構築が不十分である。	自己点検・評価に係る規定を整備し、組織全体の自己点検・評価活動の総括機能を持たせた部署や、自己点検・評価の結果を全学的なFDに活用する体制を機能させ始めた。
学内の組織間に適正な協同行われず、大学の機能を円滑かつ十分に発揮していない。(大学設置基準第42条の2)	学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、理事長の下に設置した「大学運営協議会」を常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定した。
平成20(2008)年2月にFD推進委員会を発足しているが、規程に基づき全学的な取り組みを行うよう改善を要する。	FDについては「FD推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成20(2008)年度から年数回のFD講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取り組んでいる。

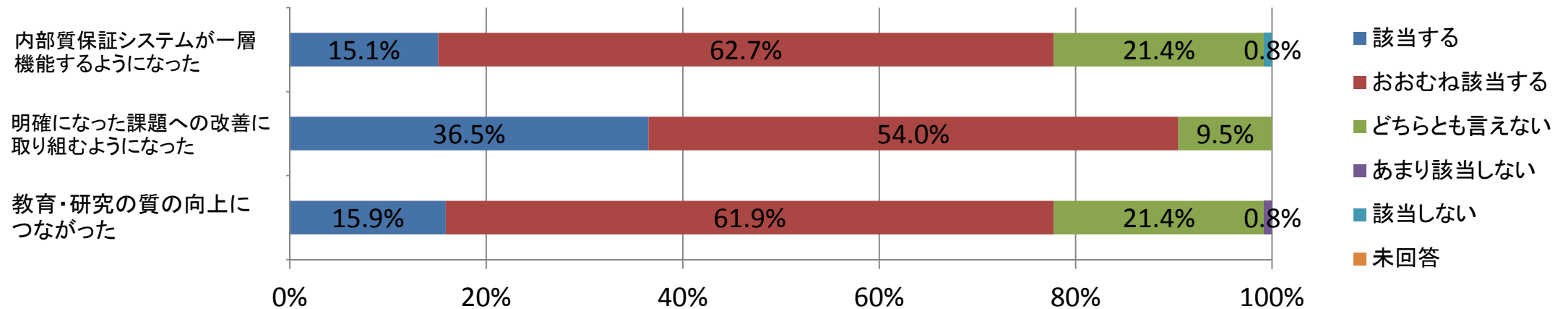
# 評価の有効性・効果

## ○評価の目的に対する有効性（評価報告書の内容）



出典：独立行政法人大学評価・学位授与機構『平成25年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』（平成27年3月）より  
回答数 国公立の大学21校

## ○自己点検・評価活動による効果



出典：公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査（アンケート調査）』（平成27年5月）より  
回答数 公私立の大学126校

## 4. 論点③関係（評価機関の質の向上）

# 認証評価機関における評価の質の向上に関する主な取組状況

## ○大学評価・学位授与機構 ※H27.7.14中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第36回）資料1-2より抜粋

- ・ 大学評価を実施する機関やその機関が行う大学評価作業ならびに評価結果を対象とした評価の在り方について海外の事例から調査研究を実施（2012.4）
- ・ 定期的な検証として毎年、評価対象及び評価委員にアンケート調査による検証を実施。
- ・ 高等教育の重点課題（内部質保証、単位の実質化、成績評価の厳格化など）に係る観点の評価結果を詳細に分析し、用いられた指標や根拠資料の傾向と課題について学術的に整理・分析。
- ・ 認証評価機関連絡協議会において、研修等を共同で実施。
- ・ 高等教育質保証学会の設立に中心的役割を果たし、他の認証評価機関関係者、大学関係者との情報交換の場を設定。

## ○大学基準協会 ※H27.6.8中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第35回）資料1-2より抜粋

- ・ 第2期の大学評価が、大学教育の質保証や質の向上にどのような影響を与えたのか、その効果と課題を検証し、平成30年度から開始する第3期の大学評価の改善につなげるため、H23～26年度に大学評価を受けた大学（150大学）に対して「第2期大学評価の有効性に関する調査（アンケート調査）」を実施。（H27.4～5）

## ○日本高等教育評価機構 ※「日本高等教育評価機構10周年誌」より抜粋

- ・ 評価システム改善検討委員会における調査研究  
（H18年度より、評価基準、評価マニュアル、評価体制などについて恒常的に見直し。）
- ・ 評価員養成検討委員会における調査研究  
（H19年度より、評価員に対する望ましい研修の在り方について検討。）
- ・ 評価を受けた大学等へのアンケート  
（自己点検評価書の作成等の改善点について調査し、結果を評価システムに反映。）
- ・ 評価員へのアンケート  
（評価基準や調査方法についての意見を求め、結果を評価員の研修会やマニュアルに活用。）

# 評価機関の調査研究の主な事例

	研究内容	詳細
独立行政法人 大学評価・学位授与 機構	・大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究(平成27年3月)	海外諸国ならびに日本における分野別質保証の現状調査を行い、動向を取りまとめ。
	・大学の内部質保証力を向上させるための支援ツールの開発と普及(平成25年3月)	大学の内部質保証の力を内発的に高めることを目的に開発された支援ツールを紹介。さらに、その試行結果についても分析し、取りまとめ。
	・大学評価のメタ評価に関する調査研究(平成24年4月)	大学評価機関や大学評価の方法・結果を対象とする評価活動を「メタ評価」と総称し、海外諸国や国際協会組織における実施状況の分析を行うことを通して、日本の大学評価機関の質向上や国際通用性向上のための示唆等について取りまとめ。
	・学位と大学 イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究(平成22年7月)	「大学とはなにか」を学位授与権に着目し明らかにした、学位システム研究会(学位審査研究部(現:研究開発部)に設置)による5か国比較研究の成果報告を取りまとめ。
公益財団法人 大学基準協会	・大学評価理論の体系化に向けた調査研究(平成27年11月(予定))	高等教育における評価に関し、機関別評価と専門分野別評価、教育研究評価と法人評価、機能別分化に対応した評価等、種々の課題を体系的に整理し、大学評価理論を構築していくために行った調査研究。各国評価機関及び評価を受けた大学に対するアンケート調査を行い、更にアメリカ、ドイツ、オランダ、イギリス、フィンランド、韓国、オーストラリアへの訪問調査を実施し、その結果を取りまとめ。
	・第1期(2004～2010年度)大学評価(認証評価)の有効性に関する調査(平成24年3月) ・第2期(2011～2014年度)大学評価(認証評価)の有効性に関する調査の中間報告(平成27年10月)	大学評価(認証評価)の有効性と課題を明らかにし、その結果を2018年度から運用を開始する第3期大学評価の改善につなげるため、大学評価を受けた大学を対象にアンケート調査及び訪問調査を実施し、第1期大学評価の調査報告および第2期大学評価の中間報告として、その結果を取りまとめ。
	・内部質保証のあり方に関する調査研究(平成27年7月)	第2期認証評価(2011年より運用)において重視している内部質保証の概念、構造を明確にし、各大学の内部質保証に関する理解の促進に資することを目指して実施した調査研究。 我が国の大学に対するアンケート調査と8大学に対する訪問調査を実施し、その結果をもとに、内部質保証の構築とその適切な運営のあり方をとりまとめ、「内部質保証ハンドブック」として刊行した。
	・高等教育のアーティキュレーションに関する調査研究(平成27年5月)	高等教育におけるグローバル化の推進が求められている中、各国の高等教育機関間における互換性のある科目認定、成績評価法、学習成果の設定等、教育の質を保証するために重要となるアーティキュレーション(調整や整合性の確保)のあり方を明らかにするために実施した調査研究。アメリカ、イギリス、日本におけるアーティキュレーションに関わる事例を収集し、これを論理的に整理して、その結果を取りまとめ。
公益財団法人 日本高等教育 評価機構	・平成25年度認証評価に関する調査研究(平成26年12月) (「大学の学修成果に関する調査研究」)	評価システム開発に向けて、会員校に対し大学の学修成果に関するアンケート調査を行い、それを踏まえて日米の大学等に対しインタビュー調査を行い、その結果を取りまとめ。
	・平成23年度認証評価に関する調査研究(平成24年7月) (「米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究」)	米国の南部地区基準協会及び同協会所属の複数の大学に対して、評価の根拠となるエビデンスの事例や判定などに関する聞き取り調査を実施し、調査結果をまとめるとともに、平成24年度からの新たな認証評価システムのための更なる検証を実施し、その結果について取りまとめ。
	・平成20年度認証評価に関する調査研究(平成21年3月) (「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究」)	米国、韓国の第三者評価機関のフォローアップシステムや実施体制とその効果について調査研究を実施し、その結果について取りまとめ。(調査については、第三者評価機関だけでなく、各評価機関の評価対象である米国、韓国の大学についての訪問調査を併せて実施。)

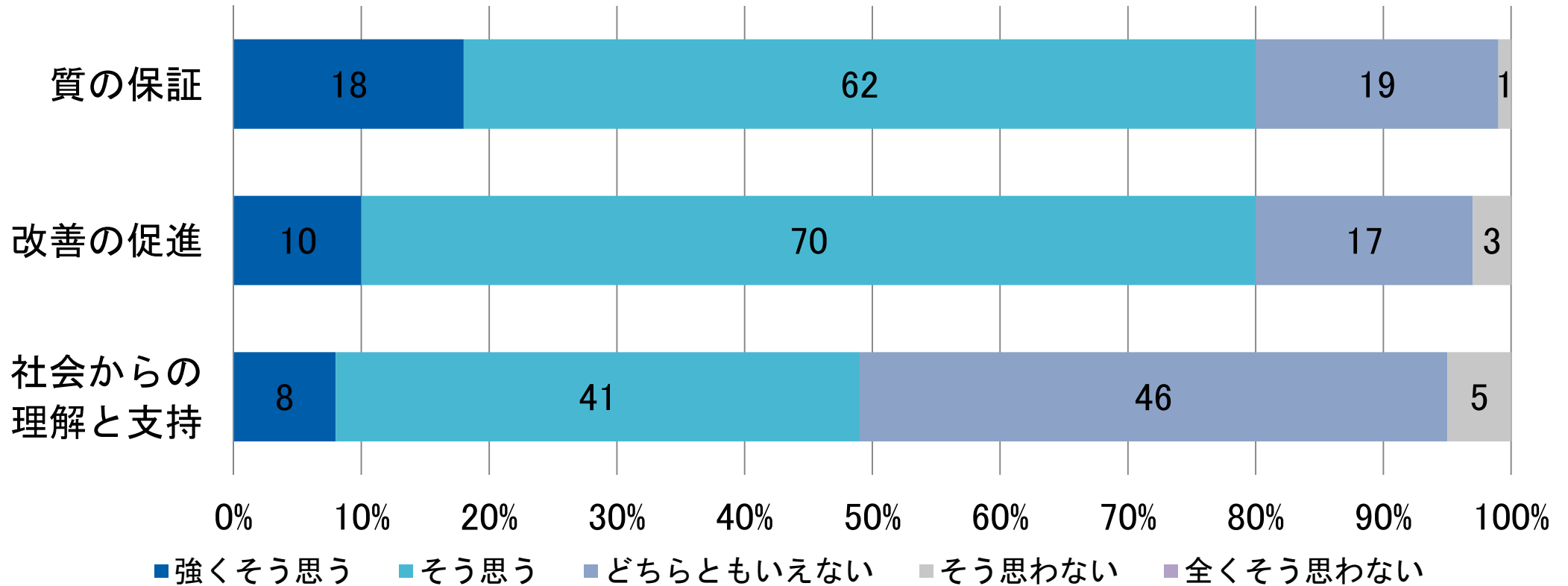
## 5. 論点④関係（社会との関係の強化）



# 評価の効果・影響について

大学評価・学位授与機構の掲げる「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」の三つの目的の達成状況について、大学評価・学位授与機構が対象校に質問したところ、「質の保証」、「改善の促進」についての肯定的な回答は約80%と高かったが、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は約50%と前の二つに比べれば低い値となっている。

評価の目的の達成状況（対象校）

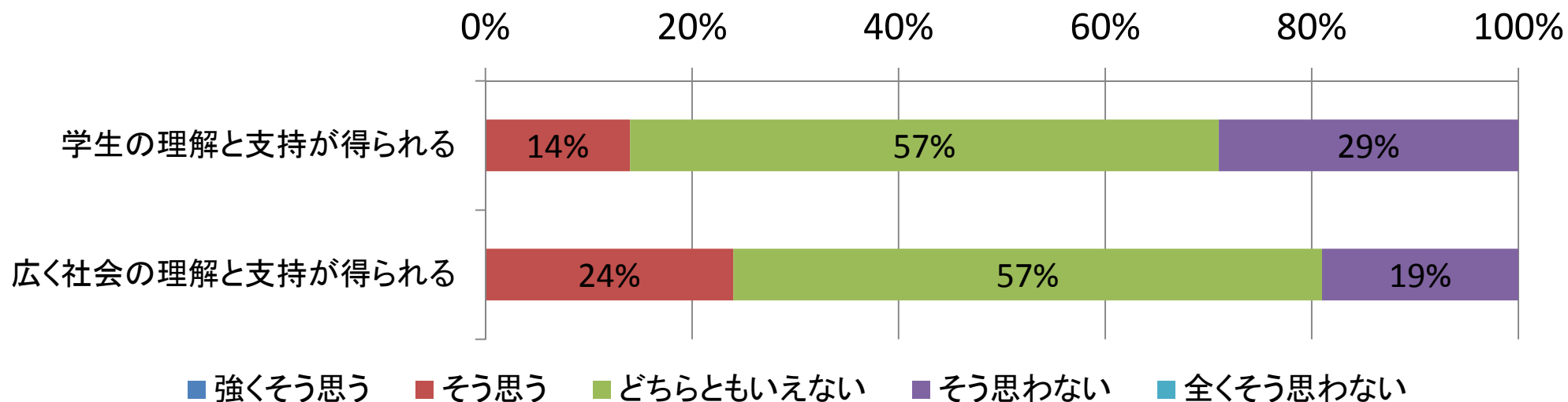


出典：「進化する大学機関別認証評価—第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善—」

# 評価を受けたことによる影響

- 平成25年度に大学評価・学位授与機構が行ったアンケートによると、認証評価を受審したことによる効果・影響について、「どちらともいえない」と回答した大学が半数以上を占めており、学生及び社会からの理解と支持が得られたと考える大学は少ないことが分かる。

【対象校】機構の評価を受けたことによる効果・影響  
(学生・社会からの支持)



# 評価制度の問題点等に関する指摘

経済同友会「大学評価制度の新段階—有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を—」（2013年4月3日）より抜粋

## 1. 大学評価制度の現状と問題点

### (2)ステークホルダーへの説明責任の不徹底

- 公的な第三者評価制度については、評価結果は公表されているものの、大学教育の成果を評価する機能が不十分なこともあり、学生・保護者・企業等のステークホルダーの多くには、認識も参照もされていない。また、情報公開に消極的な大学もあり、概して大学とステークホルダーとの情報の非対称性は依然大きく、大学が説明責任を十分に果たしているとはいえない。2011年に一部の情報については各大学のホームページ等において公開が義務付けられたが、教育の成果を示す情報の公開は、依然不十分な状況にある。

(中略)

- このように種々の評価制度は存在するが、いずれも、ステークホルダーが、教育の成果により大学を評価する判断材料として十分ではないために、入学偏差値と評判に頼らざるを得ないという事態が続いていることから、改善を強く求めたい。

## 「高大接続システム改革会議「中間まとめ」

(平成27年9月15日高大接続システム改革会議)より該当箇所抜粋

### 2. 大学教育改革

#### (3) 認証評価制度改革

- 現在の認証評価制度では、大学は、法令適合性等の観点からの大学設置基準等に基づく教育研究環境(教員組織、教育課程、施設設備等)の確認・評価と、認証評価機関が定める基準に沿った評価を受けることとなっている。認証評価については、今後は、大学として求められる最低限の質の確認のみならず、大学教育改革や大学入学者選抜改革、さらには改革後の大学の教育研究機能の高度化に、より積極的な役割を果たすものとすることが重要である。あわせて、大学についての情報を社会に明確に伝え、その実態に即した適正な社会的評価の確立にも資するものとすることが重要である。

(略)

- 中央教育審議会における認証評価制度改革に関する審議を踏まえ、国は、認証評価に関する法令について平成27年度中を目途に必要な改正を行うとともに、認証評価機関と連携して、高大接続システム改革の目的、内容が具体化されるように、適切な評価を実施するための方策に取り組む必要がある。

## 「未来を牽引する大学院教育改革」

(平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会審議まとめ)より該当箇所抜粋

### 3. 大学院教育の改革の具体的方策

#### (4) 大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進

(大学院修了者の活躍状況の可視化と評価)

○大学院修了者の進路状況や、その後の社会での活躍状況を適切に把握することは、教育機関として求められる責務であるだけでなく、これらの情報は大学院の教育課程等の見直しや学生の大学院進学の判断材料として生かすことができる貴重な情報である。大学院修了者の進路は、専門分野によっても大きく異なっているため、その分野や課程ごとに学生が正確な情報を入手できることが望まれる。

このため、各大学院においては、課程・専攻別に入学者数・修了者数を公表するとともに、修了者の進路やその後の活躍状況等に関する情報も適切に把握して、学生や社会に広く公表することが求められる。また、国としても、認証評価制度において大学院修了者の進路状況が評価されるように促進策を検討することや、博士課程修了者の進路状況を全国的に把握するための調査を継続的に実施するとともに、博士課程教育リーディングプログラムの成果を含め、大学院修了者の活躍状況を社会に分かりやすく広報することが必要である。

「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告」(平成27年8月27日)

より該当箇所抜粋

- 3 認可を可とされた大学等においては、設置認可は出発点であるとの認識に立って、設置計画を円滑かつ確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことが期待される。なお、設置計画を履行するに当たって留意すべき事項(「留意事項」)を付されたものについては、完成年度までは「設置計画履行状況等調査」において継続的にフォローアップが図られることとなるが、教育研究活動の水準向上の取組は完成年度以降も不断に行われるべきものであり、その取組を実効性のあるものにするためには、第三者の視点による評価の充実を図ることが重要である。そのため、文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

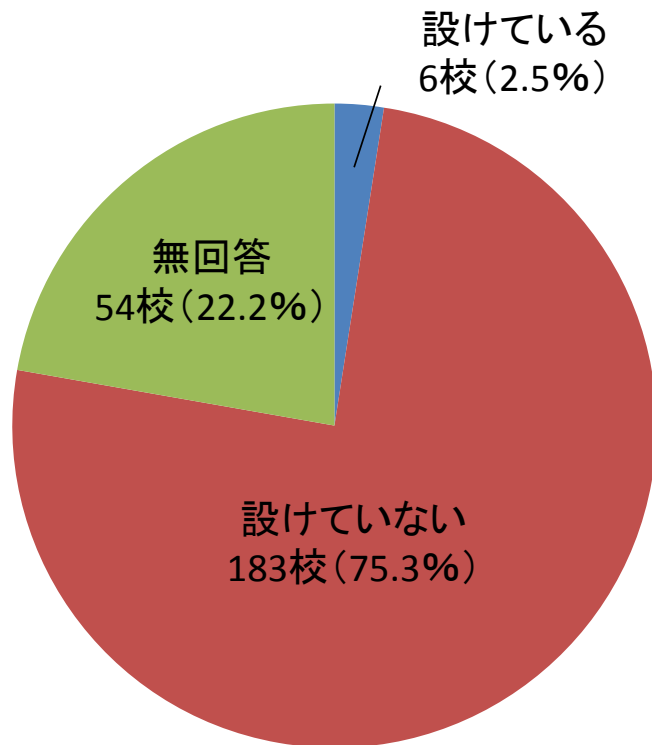
## 6. 論点⑤関係（人材育成）

# 評価員候補者の推薦に関する大学の意識調査①

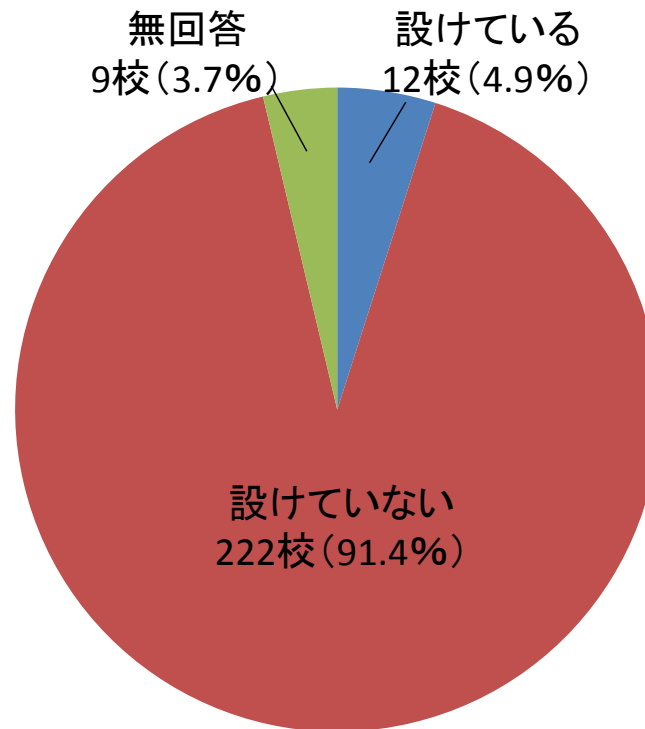
- 平成25年度に日本高等教育評価機構が行ったアンケートによると、評価員の委嘱に際しての学務の軽減措置はほとんどの大学で設けられていない。

## 評価員の委嘱によって学務の軽減措置を設けているか

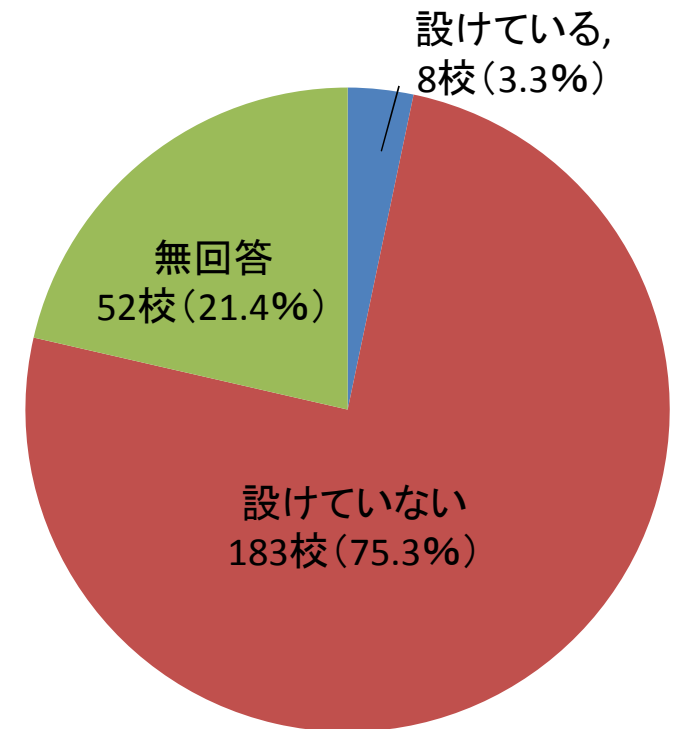
### 役員



### 教員



### 職員



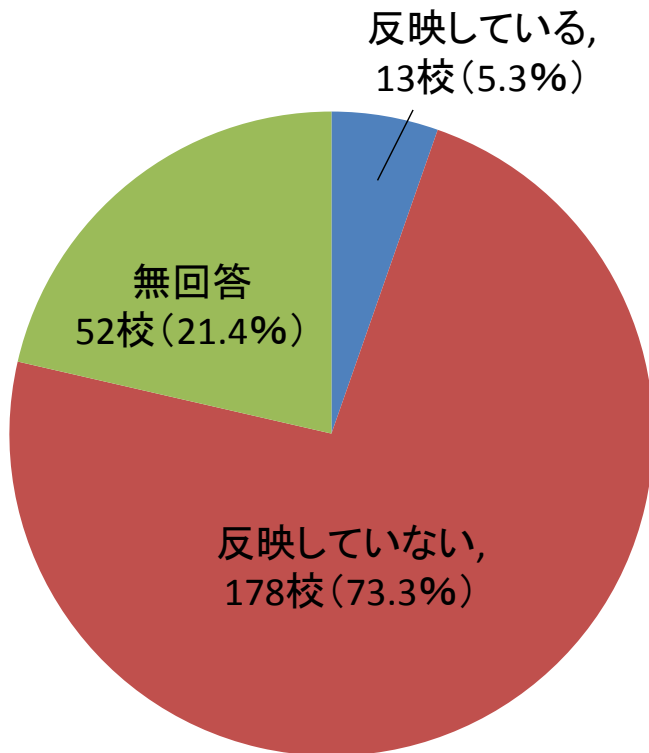


# 評価員候補者の推薦に関する大学の意識調査②

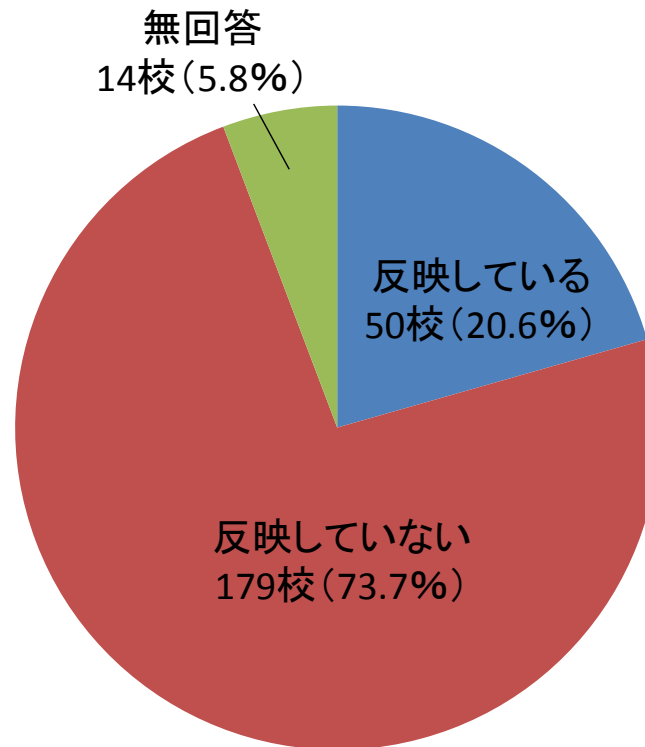
- 平成25年度に日本高等教育評価機構が行ったアンケートによると、評価員の活動経験を人事評価に反映している大学は少ない。

## 評価員の活動経験を人事評価に反映しているか

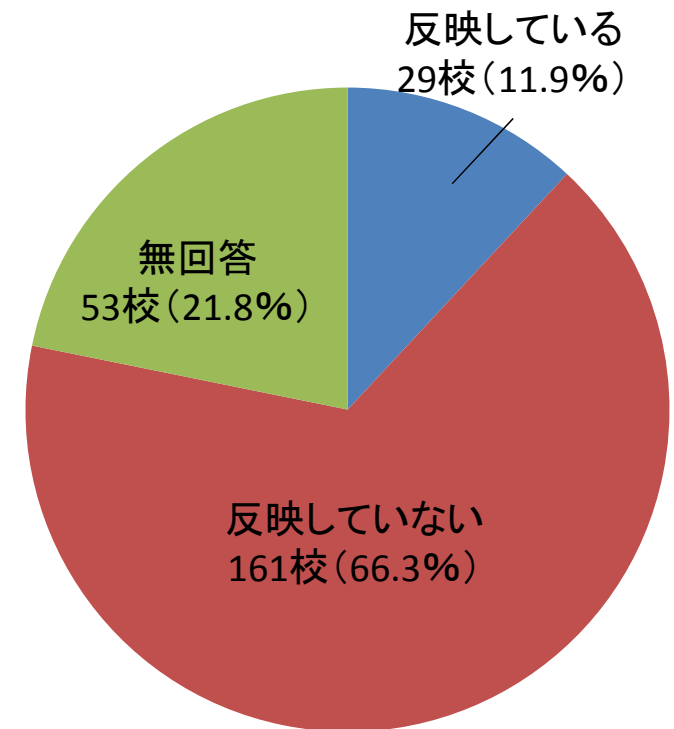
### 役員



### 教員



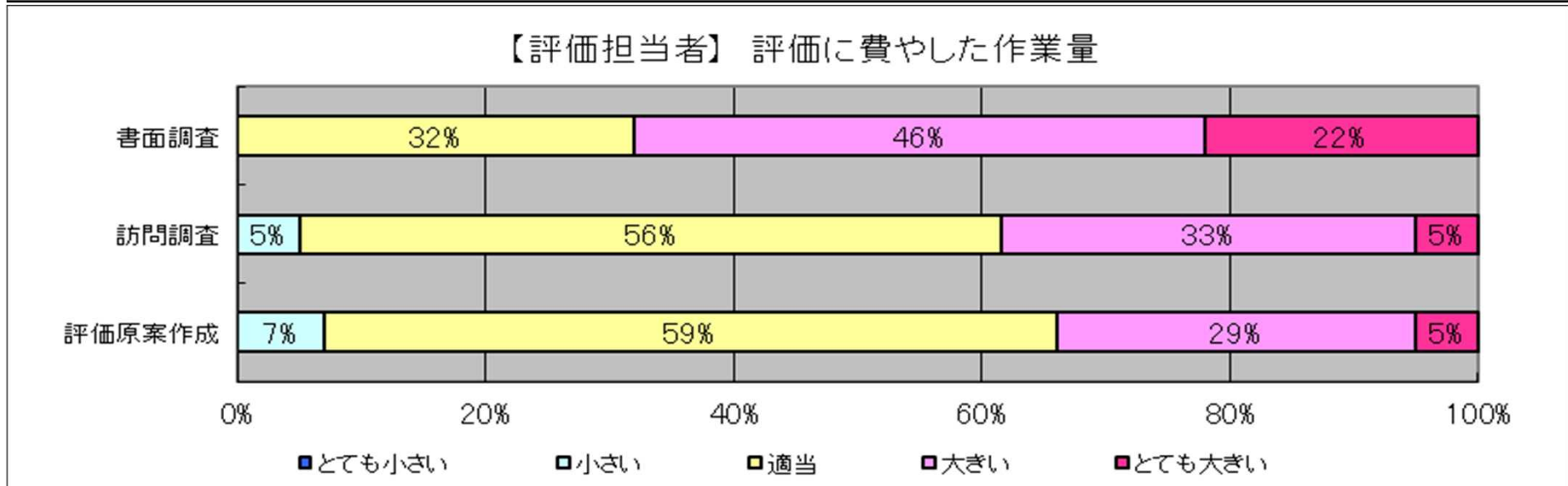
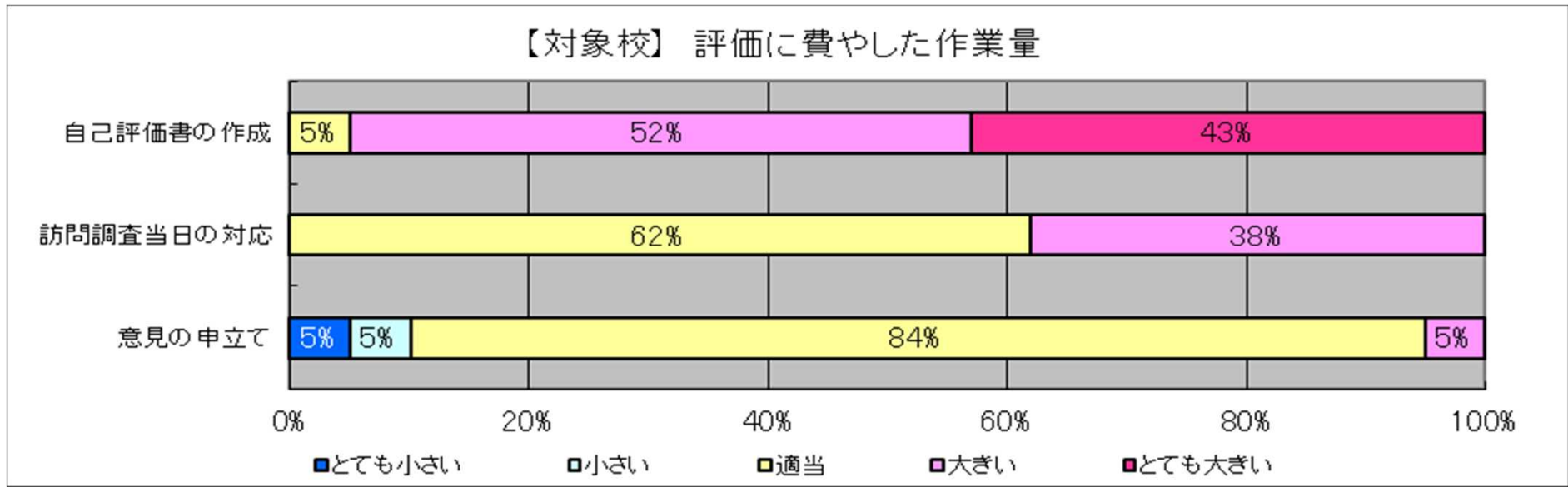
### 職員



# 7. 論点⑥関係 (効率化)

# 評価作業量に関するアンケート調査について①

平成25年度に大学評価・学位授与機構の評価を受審した大学に対して、同機構が行ったアンケートによると、大学においては「自己評価書の作成」に負担感を感じており、評価者においては大学の自己評価書の確認等を行う書面調査に負担感を感じている。

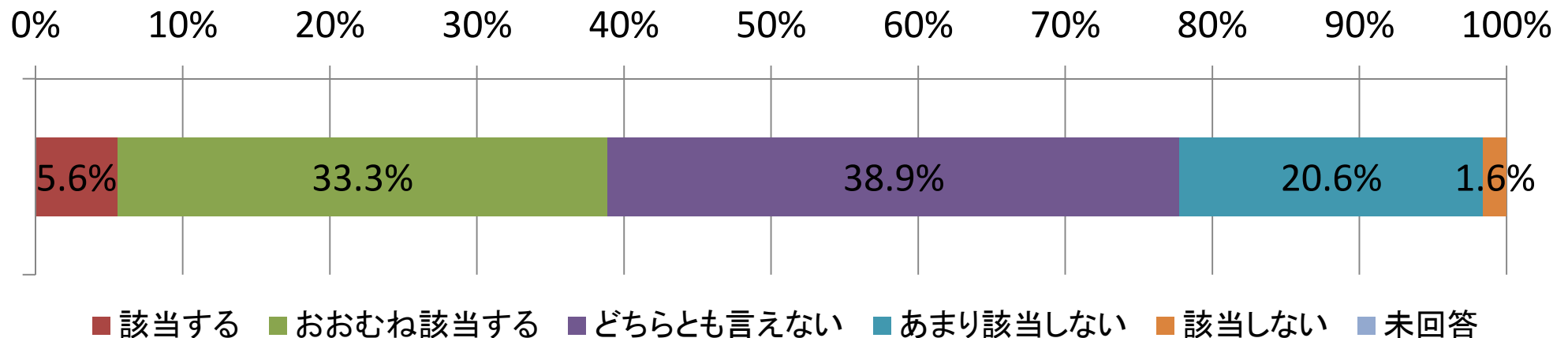


出典：『平成25年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書』（平成27年3月）より

## 評価作業量に関するアンケート調査について②

- 平成23年度～26年度に大学基準協会の評価を受審した大学に対して、同協会が行ったアンケートによると、大学における作業量が適切であったかという質問に対し、適切である（「該当する」又は「おおむね該当する」）と回答した大学は全体の約4割であった一方で、適切でない（「該当しない」又は「あまり該当しない」）と回答した大学も全体の約2割にとどまっており、今後も作業の効率化が必要。

貴大学担当部署の作業量は、適切であった



# 国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

平成22年7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表

⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要種類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」

平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定

⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」

平成24年6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定

平成25年6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領」を決定

⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示

(参考)「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

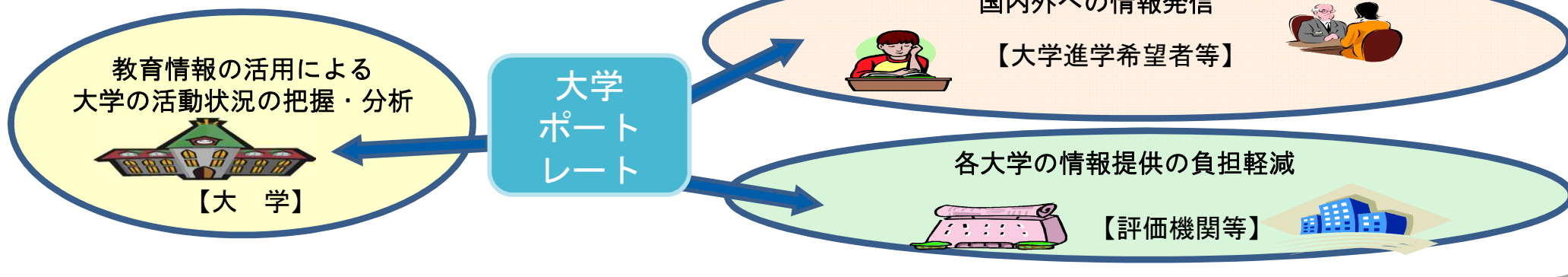
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

## 大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

# (参考)アメリカ“College Navigator”の概要

アメリカでは、連邦教育省の全米教育統計センターが、全米の大学の情報を検索・表示できる”College Navigator”を運営している。”College Navigator”は、全米の大学等を対象とした中等後教育総合データシステム(IPEDS)や、他の政府機関(連邦高等教育局、連邦学生支援局)のデータを基に構築されている。

- (1) 開始年：2007年
- (2) 参加大学：全大学
- (3) 運営：連邦教育省全米教育統計センター
- (4) 情報の入力：IPEDSや他の政府データシステム
- (5) 項目の内容：
  - ・ 概要：教員数(専任、非常勤)TAの数、学生サービス など
  - ・ 授業料等：費用(授業料、住居費、教科書)
  - ・ 経済的支援：奨学金や学生ローン(取得者数、割合) など
  - ・ 卒業までにかかる経費
  - ・ 在校生の構成：入学者数、性別、人種、年齢
  - ・ 入試状況：志願者数、合格者数、入学者数、SATの点数 など
  - ・ 進級率、卒業率：卒業率・転出率
  - ・ 分野ごとの学位授与状況：学士、修士、博士等
  - ・ 運動部活動：所属人数
  - ・ 認証評価の結果：機関別、分野別
  - ・ キャンパスの安全：キャンパス、学生寮での犯罪件数
  - ・ 教育ローンの債務不履行率
- (6) 表示等の方法：
  - ・ 検索：大学名、地域、学位の種類、公私立の別、学費、合格率
  - ・ 表示：4大学を並列させて表示可能(表示情報は限定)
  - ・ リンク：大学のウェブサイトや元となるデータへリンク

<表示の例>

The screenshot displays the College Navigator interface. On the left, there are search filters for 'Name of School', 'States' (with a map icon), 'ZIP Code', 'Miles from', 'Programs/Majors', 'Level of Award' (Certificate, Associate's, Bachelors, Advanced), and 'Institution Type' (Public, Private non-profit, Private for-profit, 4-year, 2-year, < 2-year). A 'Show Results' button is visible. The main content area shows the profile for the University of California - Los Angeles, including its address, contact information, website, type (4-year, Public), awards offered (Bachelor's, Master's, Post-master's, Doctor's), campus setting (City: Large), housing (Yes), student population (38,550), and student-to-faculty ratio (17 to 1). A 'GENERAL INFORMATION' section lists admissions, financial aid, and online application links. A 'Mission Statement' link is also present. On the right, there is a map of the Los Angeles area and a table of special learning opportunities and student services.

# (参考)イギリスの”Unistats”の概要

英国では、大学への公財政の配分を担うHEFCEと大学入試手続を担うUCASが、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している。

- (1) 開始年：2007年
- (2) 参加大学：全大学
- (3) 運営：大学への公財政配分団体 (HEFCE)
- (4) 情報の入力：高等教育統計局 (the Higher Education Statistics Agency (HESA))、統計情報の提供を担う団体 (the FE data service)、HEFCEの各大学関係の機関・団体と各大学で実施
- (5) 項目の内容：
  - ・ 主要情報一覧 (Key Information Set:KIS)：NSS(全国学生満足度調査)の結果、財政支援、卒業生の給与データ など
  - ・ 雇用と認証評価：卒業後の平均給与、進路、職種、認証評価の状況 など
  - ・ 学生の満足度：教育方法、評価とフィードバック、学習サポート、施設設備 など
  - ・ コスト：年間の平均授業料 など
  - ・ 学習情報：コースワークの評価、1年後の在籍状況
  - ・ 出願情報：学生の保持している学位等、UCASのスコア
- (6) 表示の方法：

検索：目的、資格、地域など

表示：3つ以上のコースを選択・比較。KISは、項目ごとにグラフで表示。コース比較は表により表示。

## <表示の例>

The screenshot displays the Unistats website interface. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Your Unistats, Subjects, Universities & colleges, Course Assistant, and About Unistats. Below the navigation bar, there is a search bar with fields for 'Subject or course' and 'Institution or location', and a 'Search' button. The main content area shows the search results for 'BA (Hons) Accountancy and Finance' at the University of Lincoln. The course details include 'full time, sandwich year (optional)', 'University Of Lincoln', and '1 location: Lincoln Campus'. There are also social media icons and a 'Compare' button. The page features a 'KIS' (Key Information Set) section with a red 'KIS' logo and text explaining that KIS is an official overview of comparable information on higher education courses. Below this, there are four accreditation boxes, each with a blue background and white text, detailing accreditation by ACCA, CIMA, AIA, and CIPFA for the purpose of exemption from some professional examinations.



## 8. 論点⑦関係（その他）

# 認証評価において優れた取組として評価された事例について

## アドミッション・ポリシー関係

- 学士課程において、「**選考方法の趣旨**」や「**アドミッション・ポリシー・チェックリスト**」を作成・公開して、学科試験や小論文を課す理由、面接において確かめたい内容等を説明している。

## 学修成果関係

- 科目レベルアセスメント会議において、各科目担当教員は「成績評価配分表」、「科目アセスメント」、「授業記録」を共有し学習成果の現状を常に把握している。特に「**授業記録**」は、毎回の講義の記録を残し、担当教員の負担は大きい**が、個人レベルのアセスメントとして授業改善に有効に機能している。**

## 内部質保証関係

- **内部質保証の方針を明確に定めたうえで、常設的な「自己評価委員会」による責任体制のもと、PDCAサイクルが確立し、主要な取り組みについては外部評価や社会への情報公開等も織り交ぜながら検証を実施。**また、小規模大学のメリットを生かし、「全員が活動に参加する仕組み」を構築するために各教職員の目標設定のみならず、**全員参加のプロジェクトとして将来構想の検討を実施。**このように常設的な検証システムと、全員が活動に参加する仕組みを組み合わせ、**恒常的に改善策が提案され、それが着実に実行に移される内部質保証システムが機能している。**
- 教育理念を受けて、10年後の将来像を掲げ、その実現に向けて「自己点検・評価全学委員会」をトップとした**体系化された自己点検・評価システムによって、大学の活動方針を迅速に策定することができる体制を構築している。**この体制においては、グランドデザインを全学的な活動指針である「学長方針」として具体化し、各学部・研究科の「教育・研究に関する年度計画書」が作成され、それに基づき、活動の実施状況が年度ごとに点検・評価される仕組みとなっている。さらに、この仕組みは次年度予算と連動し、高い実効性を有しており、数多くの成果を上げている。また、**海外の外部評価（ISAS）による検証を取り入れ、国際的な教育活動に対する点検・評価活動を実施するなど、実質的な内部質保証システムを構築している。**

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価について①

	英国	アメリカ合衆国
質保証機関	○質保証機関(QAA-Quality Assurance Agency for Higher Education) ※1997年設立	連邦教育省または全米アクレディテーション協議会の認定機関
主な機関別評価	○高等教育レビュー ※2013年より実施 ・1992年継続教育・高等教育法により、教育の質の評価活動を、高等教育財政カウンスルの法定業務に規定。財政カウンスルがQAAに業務を委託して実施。	アクレディテーション(1905～) ※国として統一した大学評価制度はなく、大学や産業界による自主的な質保証が行われている。 ※各評価機関の会員資格審査として実施。
評価サイクル	6年(ただし、実績が足りない機関は4年)	評価機関により異なる。 ※地域別と宗教別では7-10年、専門分野別では5-6年が上限。
評価結果の表し方	評価における下記4つのコア要素を、3段階又は4段階で判定 (要素①)学術水準の設定と維持・・・3段階判定 (要素②)学生の学習機会の質・・・4段階判定 (要素③)学生の学習機会の向上・・・4段階判定 (要素④)高等教育の提供に関する情報・・・4段階判定	評価機関により、4～8段階と異なる。(認定→条件付認定→処分を伴う認定→不認定の順に評価) 例)MSCHE:認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(※ここまでが適格認定)、不認定 例)WASC Sr:認定、認定保留、懸念通知、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(※ここまでが適格認定)、不認定
評価後のフォローアップ等	・評価結果を問わず、行動計画の作成が求められる。 ・不適格の判定を受けた機関は、行動計画とその進捗状況を報告し、再受審する。 ⇒「meets UK expectations」の場合、フォローアップ完了。 ⇒「meets UK expectations」以外の場合、財政カウンスルが直接改善指導を行う。	・7-10年の長期認定の場合、中間報告書の提出を義務とする場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。 ・条件付認定、保留、警告などの場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。その内容や実施までの期間は、評価機関や評価結果により異なる。
評価結果の活用	改善がなされない場合、最終措置として、財政カウンスルによる配分予算の削減や一時的な停止が講じられる場合もある。	・連邦政府奨学金の受給資格を付与。 ・各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価について②

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	ドイツ学修課程アクレディテーション財団(1999～)の認定機関	研究・高等教育評価高等審議会(2014～)	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(2003～)	オーストラリア高等教育質・基準機構(2011～)
主な機関別評価	①プログラム・アクレディテーション(2000～) ②システム・アクレディテーション(2008～) ※どちらか一方を選択	機関別評価 ※前身の研究・高等教育評価機構は2007年から実施	①プログラム評価(2003～) ②機関別オーディット(2011～) ※①は義務、②は任意	機関登録、機関再登録(2012～) ※「登録」とは設置認可を指す。
評価サイクル	初回 6年 2回目以降 8年	5年	6年	7年(上限)
評価結果の表し方	3段階(適格認定、条件付認定、不認定)	記述式で表される見込み。	①4段階(非常に優れている／良好／おおむね良好／不十分) ②3段階(適格／条件付き適格／不適格)	3段階(登録／条件付き登録／登録不可)
評価後のフォローアップ等	適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	—	②適格の場合は限定的プログラム評価を受審、条件付き適格の場合は1年以内に限定的プログラム評価を受審	リスクアセスメントを毎年実施。
評価結果の活用	特になし ※州レベルでは、高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	国から大学等への予算配分など。 ※研究・高等教育評価高等審議会は、予算配分の決定過程には関与しない。	①学位授与権の付与、政府奨学金等の受給資格の付与	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。